平成２２年（フ）第９７号
長崎県南島原市深江町丁5737番地２、前住所
長崎県島原市上の原１丁目6041番地１
債務者　城田　忠彦
１　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
熊本県荒尾市原万田595番地８
債務者　中垣　英治
１　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第３９２号
金沢市並木町３番13号　ウィステリアガーデン並木町201号、従前の住所金沢市天神町２丁目２番27号
債務者　藤井　克行
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３９３号
金沢市百坂町リ31番地16、従前の住所金沢市荒屋１丁目117番地１
債務者　伊藤　義幸
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４６４号
石川県白山市源兵島町1048番地４　信開トピア石川403号、従前の住所石川県白山市四ツ屋町1100番地６
債務者　新谷　三八
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４９２号
金沢市みどり３丁目50番地２
債務者　川島　真己
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２８８号
福井県丹生郡越前町小倉第77号21番地30
債務者　髙島　克毅
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
福井県丹生郡越前町小倉第77号21番地30
債務者　髙島　敬子
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
福井県福井市つくし野３丁目418番地
債務者　米村　　昇
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
福井市浅水二日町第128号31番地
債務者　田島　武夫
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
福井市川合鷲塚町第21号17番地５
債務者　杉浦　洋一
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
福井市川合鷲塚町第21号17番地５
債務者　屋嘉部チヨ子
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
長野県松本市大手３丁目９番23号
債務者　松井　康則
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１１７号
長野県茅野市玉川3938番地８
債務者　嵐　　義和
１　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１８３号
三重県亀山市川合町798番地38
債務者　松村　大樹
１　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４７号
三重県松阪市肥留町145番地16
債務者　石倉加代子
１　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５４号
三重県津市香良洲町1217番地２
債務者　髙木ゆかり
１　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５７号
三重県鈴鹿市北江島町40番14号
債務者　上村きく子
１　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
津地方裁判所破産係